

仕様書

1 目的

労働安全衛生法第65条の規定に基づき、有機溶剤業務を行う作業環境の実態を正確に把握し、職場における労働者の健康を保持することを目的とする。

2 業務名

作業環境測定業務

3 業務委託の場所

久留米市山本町豊田614 浄水管理センター地内（2階水質試験室）

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月20日まで

5 委託内容

（1）測定内容

5物質について、3箇所にてA測定及びB測定を実施するもの。

（2）測定方法

ア A測定について、単位作業場所の環境の平均的な状態を調べるため、単位作業場所の範囲の6メートル以内の等間隔の格子点（5点以上）をすべて測定すること。

イ B測定について、A測定を補完するために、局所的、短時間に高濃度になる場合、作業者が呼吸し得る、最も濃度が高くなると考えられる点を測定すること。

ウ 測定回数

2回とし、実施時期は、事前に協議すること。

エ 測定場所

水質試験室のうち、第一理化学実験室、溶媒抽出室及び農薬分析室とする。詳細は別紙管理棟平面図を参照すること。

オ 測定物質

ノルマルヘキサン、メタノール、アセトン、トルエン及び酢酸エチルとする。

6 業務の実施

業務に必要な機材は、受注者で準備すること。

7 安全一般

受注者は、履行にあたり安全に留意するとともに監督職員の指示事項を守り、災害防止に努めなければならない。

8 事故処理及び報告義務業務

履行中に事故が発生した時は、応急措置を講ずると共に事故発生の原因、経過及び被害の内容等について直ちに監督職員に報告しなければならない。

9 施設の損傷

受注者は、業務の履行にあたり施設に損傷を及ぼしたときは、受注者の負担で原形に復旧し

なければならない。

1 0 整理整頓

業務の履行期間中、資機材等はその都度整理し、現場内は常に整理整頓しておかなければならない。また、業務の完了後、速やかに不要資材等を搬出して現場を清掃すること。

1 1 提出書類

測定結果報告書を提出すること。なお、緊急を要する場合は、速やかに報告すること。

1 2 暴力団排除に関する事項

受注者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不等要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不等要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

1 3 暴力団排除に関する事項

受託者は、当該業務の下請履行に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 下請契約（二次以降の下請契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もあること。
- (2) 下請契約を締結するときは、受託者は、下請負人から「誓約書（下請負人用）」を提出させ、その写しを監督員へ提出すること。

1 4 遵守事項

受託者は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

1 5 疑義の発生

仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、又は仕様書に定めのない事項については監督職員と協議の上、決定するものとする。

管理棟平面図

測定場所: 3箇所

